

○環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十九号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十条第二項第四号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十六日

環境大臣 西村 明宏

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(個体等の登録の申請等)<br/>           第十一条 (略)<br/>           2 (略)<br/>           3 (略)<br/>           一・二 (略)<br/>           三 令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種(次に掲げるものを除く。)<br/>           イヨ (略)<br/>           タ <i>Tiliqua adelardensis</i> (アデレードアオジタトカゲ)<br/>           レ <i>Kinosternon vogti</i> (キノステルノン・ヴォグテイ)<br/>           四 (略)<br/>           4<br/>           11 (略)</p> | <p>(個体等の登録の申請等)<br/>           第十一条 (略)<br/>           2 (略)<br/>           3 (略)<br/>           一・二 (略)<br/>           三 令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種(次に掲げるものを除く。)<br/>           イヨ (略)<br/>           (新規)<br/>           (新規)<br/>           四 (略)<br/>           4<br/>           11 (略)</p> |

附 則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

の施行の日（令和五年二月二十三日）から施行する。